

1. 尾張旭市環境基本条例	66
2. 策定体制	70
3. 尾張旭市環境審議会規則	71
4. 尾張旭市環境審議会委員名簿	72
5. 質問・答申	73
6. 尾張旭市環境基本計画市民会議委員名簿	75
7. 尾張旭市環境管理委員会設置要綱	76
8. 尾張旭市環境管理委員会委員名簿	77
9. 尾張旭市環境基本計画策定会議設置要綱	78
10. 尾張旭市環境基本計画策定会議委員名簿	79
11. 尾張旭市環境基本計画策定委員会委員名簿	80
12. 尾張旭市環境基本計画の策定経過	81
13. 環境基準	85
14. 用語集	92





1. 尾張旭市環境基本条例

制定：平成 16 年 12 月 27 日
条例第 23 号

私たちのまち尾張旭市は、緑豊かな森林公園をはじめとする緑地や広がりのある田園風景、また、矢田川や天神川が東西に流れ、さらに各所にはため池が点在するなど、緑と水に恵まれた豊かな自然環境に支えられながら、活力ある住宅都市として今まで発展を続けてきました。

しかしながら、都市化の進展や産業の発展は、私たちの身近な自然環境や生活環境などの存続を危うくしつつあり、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなってきてています。

もとより、私たちは、豊かな環境の恵みを受け入れる一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識して、ふるさと尾張旭の豊かな環境の恵みを損なわないように努めるとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責任と義務を持っています。

市は、これまで実施してきた良好で快適な環境を保全するための施策を一層推進するとともに、生態系に配慮し、歴史的文化的な地域特性を生かしつつ、良好で快適な環境の創出を目指して施策を進めていく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して環境の保全と創出に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出について、基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の連携のもと、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好で快適な環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 市民団体 主として市民により組織された公益的な活動を行う団体をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。



（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを受け入れるとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創出は、市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもとに持続的に発展することができる循環型地域社会が形成されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創出は、多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にする心を養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境の保全は、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に尾張旭市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って、すべての事業活動及び日常生活において環境にやさしい行動が積極的に推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、基本理念にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創出に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創出のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、愛知県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）と協働し、環境保全活動（環境の保全及び創出に関する事業又は活動をいう。以下同じ。）に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。

2 市民は、日常生活において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（市民団体の役割）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実等を図り、環境保全活動の推進に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講するとともに、積極的に環境保全対策に努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。



- 3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物等となった場合に、適正に循環的な利用が行われることを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が創出されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、尾張旭市環境審議会の意見を聞くものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、良好で快適な環境を保全するうえで必要があると認めるときは、その支障を未然に防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての関心及び理解を深めるとともに、これ



らの者による自発的な環境保全活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創出に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、適正に実施するため、必要な調査、監視、測定等を行い環境の状況を的確に把握するとともに、その実施に必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第19条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、尾張旭市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他環境の保全及び創出に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、市長及び調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民から公募した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。（委任）

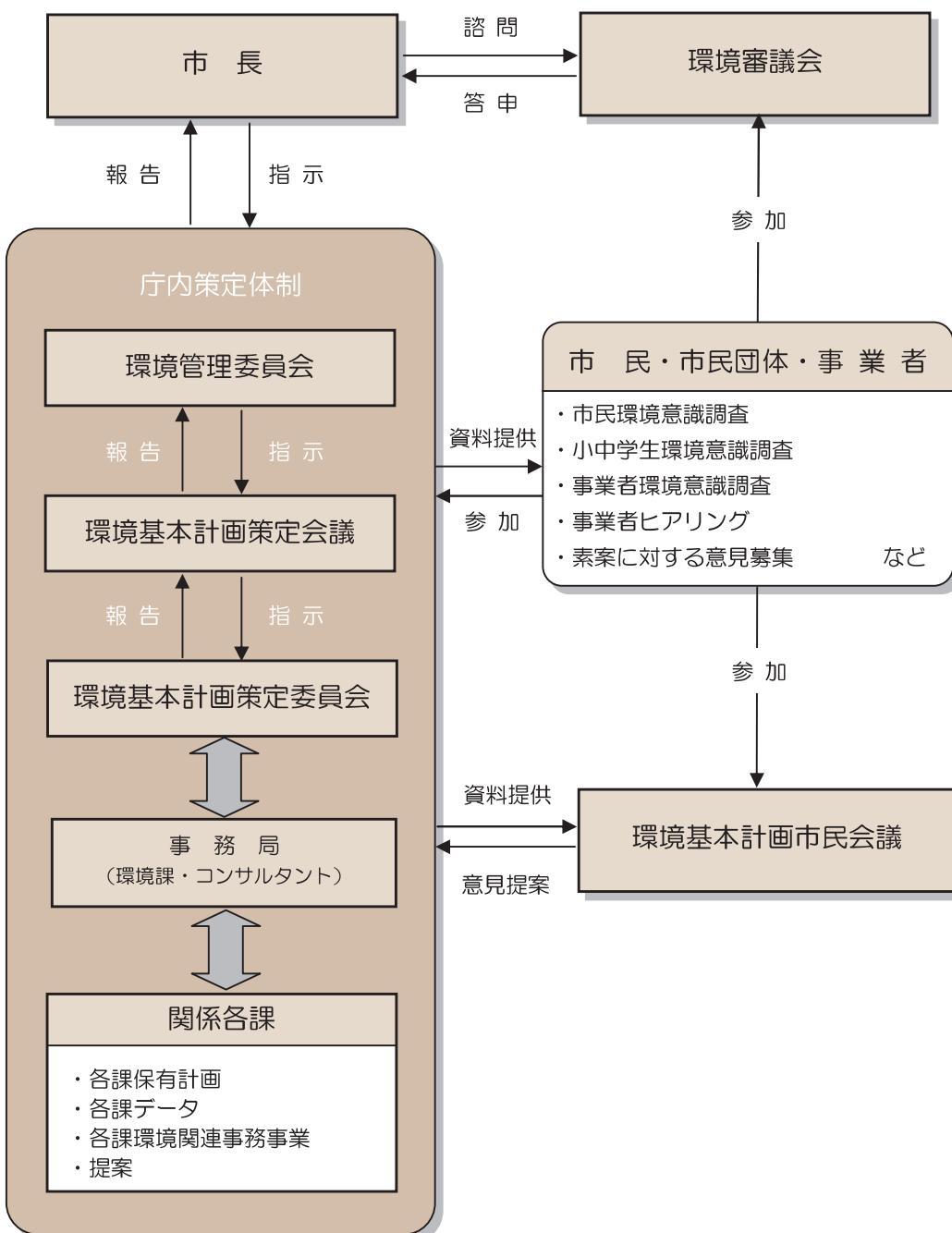
第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



2. 策定体制





3. 尾張旭市環境審議会規則

平成 17 年 3 月 25 日
規則第 2 号

（趣旨）

第1条 この規則は、尾張旭市環境基本条例（平成 16 年条例第 23 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、尾張旭市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第4条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



4. 尾張旭市環境審議会委員名簿

【平成18年度】

構 成	所 屬 等	氏 名	区分
学識経験者 (3人)	名古屋産業大学	大矢 銀治	会長
	愛知工業大学	松本 壮一郎	副会長
	尾張旭市教育委員会	服部 玲子	委員
市長が必要と認める者 (7人)	愛知県県有林事務所	尾関 純一 (廣瀬 秀夫)	//
	中部電力株式会社 旭名東営業所	木村 寿郎	//
	日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社旭事業所	尾迫 茂樹	//
	尾張旭市自治連合協議会	下岡 博	//
	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	秋田 勝代	//
	寺田保全の会	村松 正雄	//
	NPO 法人 心豊かに ^{あるど} ARDの会	清水 美千代	//
公募による市民 (2人)	公募による市民	後藤 紘司	//
		姫野 秀樹	//

() 内は前任者(敬称略、順不同)



5. 質問・答申

環境審議会への市長の質問

18環第94号

平成18年9月27日

尾張旭市環境審議会

会長 大矢鉄治様

尾張旭市長 谷口幸治

尾張旭市環境基本計画について（質問）

尾張旭市環境基本条例（平成16年12月27日条例第23号）第20条第2項の規定に基づき、尾張旭市環境基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。



環境審議会から市長への答申

平成19年 1月 24日

尾張旭市長 谷 口 幸 治 様

尾張旭市環境審議会
会長 大矢 鋼治

尾張旭市環境基本計画について（答申）

当審議会は、平成18年9月27日付け18環第94号で諮問のありました尾張旭市環境基本計画について、計画素案をもとに慎重に審議を行いました。

計画素案は、望ましい環境像を「環境を考えともにつくる私たちのまち」と掲げ、5つの分野別目標、12の施策を設定し、市、市民・市民団体、事業者の取り組みを示し、尾張旭市の施策を環境面から横断的に捉え、環境行政を総合的かつ計画的に推進する計画として妥当であると認めます。

また、計画素案の策定にあたり、庁内で議論された内容は勿論のこと、市民や小学生、事業者の環境意識調査、公募市民による環境基本計画市民会議、事業者ヒアリングなどにより、広く意見を取り入れたことは十分評価できるものであります。

しかしながら、当審議会で出された意見や昨年11月に公表された環境基本計画素案に対する意見の中には、計画の決定や実施段階において、その趣旨を尊重すべきものもありますので、可能な限りこれらの意見も踏まえ、適切な対応をお願いします。

なお、下記の点に留意され、本計画が総合的かつ計画的に実施されるよう要望します。

記

- 1 環境教育・環境学習を充実させ、幅広い年齢層の環境意識を高めること。
- 2 本計画の推進にあたっては、地域の意見を尊重するとともに、市民・市民団体、事業者と協働してより良い環境づくりを進めること。
- 3 予算や人員の確保について効果的な手法の導入を図るとともに、効率的かつ効果的な環境行政に向けて庁内組織の見直しを進め、関係部局相互の連絡と調整を十分に行うこと。
- 4 本計画の内容によらず、新たに必要な事業は積極的に実施すること。

添付資料

- 1 尾張旭市環境審議会会議録
- 2 環境基本計画素案に対する環境審議会委員からの意見及びその意見に対する事務局の考え方
- 3 環境基本計画素案に対する市民からの意見及びその意見に対する事務局の考え方



6. 尾張旭市環境基本計画市民会議委員名簿

【平成18年度】

氏名	氏名
石川信久	辰巳欽哉
岡崎隆広	中西敏憲
岡田久生	西堀高弘
奥村惇	細野秀幸
清洲康友	牧田洋
栗田博氏	松井富士夫
黒田麻紗子	三浦守
権藤久子	水野善永
提髪孝彦	三輪幸子
佐藤圭子	安田哲也
志水陽	吉雄瞭
鈴木莊五郎	米今賢二

(敬称略、五十音順)



7. 尾張旭市環境管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市環境管理委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における環境管理を総合的かつ体系的に推進するため、尾張旭市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、尾張旭市環境マネジメントシステム（以下「環境マネジメントシステム」という。）及び尾張旭市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境方針の決定に関すること。
- (2) 環境マネジメントマニュアルの見直しに関すること。
- (3) 環境目的・目標・プログラム（全体）に関すること。
- (4) 環境目的・目標・プログラム（全体）の達成度の評価に関すること。
- (5) その他の環境マネジメントシステムの重要事項に関すること。
- (6) 環境基本計画の策定に関すること。
- (7) 環境基本計画に基づく環境の保全及び創出を目的とする事業の推進及び調整に関すること。
- (8) 環境基本計画の進行管理に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は、市長をもって、副委員長は、助役をもって充てる。

3 委員は、部長職（これに相当する職を含む。）にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月14日から施行する。



8. 尾張旭市環境管理委員会委員名簿

【平成18年度】

区分	役職名	氏名
委員長	市長	谷口幸治
副委員長	助役	若杉致由
委員	収入役	谷口紀樹
	教育長	和田浩志
	企画部長	大橋邦弘 (加藤和人)
	総務部長	日比野美次
	市民部長	竹内進
	福祉部長	加藤紘司 (大嶋幹男)
	経済環境部長	山崎重則 (谷口惠広)
	建設部長	大嶋幹男 (大橋邦弘)
	水道部長	水野柳一 (若杉美由樹)
	消防長	朝見孝雄
	教育部長	加藤和人 (加藤紘司)
	議会事務局長	稻垣努
	監査委員事務局長	若杉美由樹 (水野柳一)
	尾張旭市長久手町衛生組合事務長	谷口惠広 (山崎重則)
	尾張旭市社会福祉協議会事務局長	尾関健二

() 内は前任者



9. 尾張旭市環境基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するに当たり、必要な検討及び連絡調整を行うため、尾張旭市環境基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 環境基本計画原案の策定に係る検討及び市長への環境基本計画の提案
- (2) 第7条に規定する策定委員会への指示
- (3) 関係組織との連絡調整

(組織)

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、経済環境部長をもって充てる。

3 委員は、企画課長、行政課主幹、生活課長、長寿課長、こども課長、産業課長、産業課主幹、環境課長、清掃課長、土木課長、都市計画課長、下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化振興課長をもって充てる。

(任期)

第4条 会長及び委員の任期は、環境基本計画の公表日までとする。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(策定委員会の設置及び組織)

第7条 策定会議に、尾張旭市環境基本計画市民会議への助言及び資料提供並びに策定会議に提案する環境基本計画に係る情報整理を行うため、尾張旭市環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置する。

2 策定委員会の会長は、経済環境部環境課長をもって充てる。

3 策定委員会の委員は、市長が選任する職員をもって充てる。

4 策定委員会については、策定会議に関する規定を準用する。

(事務局)

第8条 策定会議の事務局を経済環境部環境課環境対策係に置き、策定会議及び策定委員会に関する庶務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行する。



10. 尾張旭市環境基本計画策定会議委員名簿

【平成18年度】

区分	役職名	氏名
会長	経済環境部長	山崎重則 (谷口惠広)
委員	企画課長	秋田誠
	行政課主幹	日比野茂
	市民部次長兼生活課長	酒井敏幸
	長寿課長	耳塚菖子
	こども課長	林光寛 (長江建二)
	産業課長	川原芳久 (松原新五)
	産業課主幹	田中裕二
	環境課長	伊藤博昭
	清掃課長	浅見孝二 (田中章夫)
	土木課長	大岩正紀
	建設部技監兼都市計画課長	加藤薰
	下水道課長	小笠原長正
	教育部次長兼学校教育課長	黒田博
	生涯学習課長	成田弘子
	文化振興課長	杉森延明

() 内は前任者



11. 尾張旭市環境基本計画策定委員会委員会名簿

【平成18年度】

区分	所 屬	氏 名
会 長	経済環境部環境課長	伊 藤 博 昭
委 員	企画課	石 坂 清 二 (大 津 公 男)
	行政課	木 上 恒 夫
	生活課	若 杉 昌 紀 (加 藤 剛)
	長寿課	久 保 佳 子 (松 原 芳 宣)
	こども課	濱 田 定 子
	産業課	大 東 恭 子
	産業課	朝 見 孝 二
	環境課	榎 原 重 雄 (木 戸 雅 浩)
	清掃課	島 貫 秀 淳
	土木課	出 口 哲 朗 (浅 見 行 則)
	都市計画課	伊 藤 秀 記
	下水道課	松 田 治 仁 (大 竹 利 幸)
	学校教育課	関 本 さゆり
	生涯学習課	西 尾 賴 子
	文化振興課	谷 口 富 男

() 内は前任者



12. 尾張旭市環境基本計画の策定経過

年月日		内容
平成15年	11月 1日	市民環境意識調査「アンケート」を発送 (対象者：18歳以上の市民3,000人、平成16年2月報告書取りまとめ)
平成16年	12月 27日	「尾張旭市環境基本条例」制定
平成17年	3月 28日	環境基本計画策定方針を決定
	5月 2日	「環境審議会」市民委員を募集
	6月 27日	「尾張旭市環境基本計画策定会議設置要綱」制定 「尾張旭市環境基本計画市民会議開催要綱」制定
	7月 11日	事業者環境意識調査「アンケート」を発送 (対象：市内の事業所300件、平成17年8月報告書取りまとめ)
	7月 15日	「環境市民会議」市民委員を募集
	8月 16日	職員環境意識調査「アンケート」を発送(対象者：特別職・再任用職員等を除く全職員、平成18年3月報告書取りまとめ) 庁内環境関連事務事業調査の実施
8月 30日	第1回環境基本計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定概要について ・策定会議の役割とスケジュールについて ・事業者アンケート調査結果について
	第1回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定概要について ・策定委員会の役割とスケジュールについて ・事業者アンケート調査結果について
9月 28日	第1回環境基本計画市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境市民会議の趣旨等について ・会議の運営について
10月 6日	小中学生環境意識調査「アンケート」を発送 (対象者：市内小学5年生及び中学2年生[各校1クラス]、平成17年11月報告書取りまとめ)	
10月 22日	第2回環境基本計画市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境市民会議の趣旨等について(再) ・まち歩き
11月 28日	第3回環境基本計画市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「(社)尾張旭青年会議所の活動と運営について～環境・未来に向けた取り組み～」 ・グループ会議(グループのテーマについて)
12月 2日	環境基本計画の策定情報の市ホームページへの掲載	



平成 18 年	1月 28 日	第4回環境基本計画市民会議 ・代表・副代表の選出について ・グループのテーマの確認について ・「望ましい環境像」について
	2月 6 日	第1回環境審議会 ・会長・副会長の選出について ・環境基本計画の策定概要について ・策定経過について ・市民意識調査結果等について
	3月 9 日	第5回環境基本計画市民会議 ・「望ましい環境像」について ・「施策の柱（分野別目標）」について
	3月 13 日	第2回環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画策定経過について ・環境市民会議の内容について ・環境意識調査結果（小中学生、職員）について ・環境基本計画骨子案について
	3月 15 日	第2回環境基本計画策定会議 ・環境基本計画策定経過について ・環境市民会議の内容について ・環境意識調査結果（小中学生、職員）について ・環境基本計画骨子案について
	3月 23 日	第1回環境管理委員会 ・環境基本計画の策定経過について ・環境像、施策の柱（分野別目標）に係る検討経過について ・環境基本計画骨子案について
	3月 30 日	第2回環境審議会 ・環境像、施策の柱（分野別目標）に係る検討経過について ・環境基本計画骨子案について 環境基礎調査報告書の作成 環境基本計画骨子案の作成
	4月 18 日	第6回環境基本計画市民会議 ・環境基本計画構想案について ・環境像と施策の柱（分野別目標）の検討結果について ・グループ会議 Aグループ ・ごみについて Bグループ ・樹木・緑地を保全することについて
	5月 13 日	第7回環境基本計画市民会議 ・グループ会議 Aグループ ・ごみについて Bグループ ・水辺を保全・整備することについて ・緑を生かすことについて



5月 16日	環境基本計画市民会議（勉強会） ・尾張東部衛生組合のごみ処理施設の視察（晴丘センター、北丘最終処分場）
5月 30日	第3回環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画の骨子と検討経過について ・環境基本計画の構成案について ・施策体系と市の取り組み（案）について
6月 1日	第8回環境基本計画市民会議 ・グループ会議 Aグループ ・ごみについて ・良好な景観をつくる・美化活動を進めるには何をすればよいか Bグループ ・環境教育（省エネ・省資源等）を進めるには何をすればよいか
6月 4日	環境基本計画市民会議（勉強会） ・NPO 法人にっしん市民環境ネットの視察
6月 5日～6日	事業者ヒアリング調査 ・尾張旭市商工会ほか2社
6月 22日	第4回環境基本計画策定委員会 ・施策体系と市の取り組み（案）について ・指標と目標について
6月 27日	第9回環境基本計画市民会議 ・グループ会議 Aグループ ・公害をなくすには何をすればよいか Bグループ ・環境教育・環境学習（省エネ・省資源・自然とのふれあい活動）を進めるには何をすればよいか
7月 18日	第5回環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画素案（案）について
7月 19日	第10回環境基本計画市民会議 ・グループ会議 Aグループ ・有害物質を出さないために ・環境と防災について Bグループ ・これまでのまとめ（自然とのふれあい）について
8月 2日	第6回環境基本計画策定委員会 ・施策体系と指標（修正版）及び指標と目標について ・環境基本計画素案（案）について
8月 17日	第3回環境基本計画策定会議 ・環境基本計画素案（案）について
8月 23日	第11回環境基本計画市民会議 ・今後の活動について
8月 30日	第2回環境管理委員会 ・環境基本計画素案（案）について



	9月 27日	第3回環境審議会 ・ 諒問「環境基本計画について」 ・ 環境基本計画素案（案）について
	10月 10日	第4回環境審議会 ・ 環境基本計画素案（案）について
	11月 1日～20日	環境基本計画素案の公開及びパブリックコメントの募集
平成19年	1月 9日	第5回環境審議会 ・ 環境基本計画素案に対するパブリックコメントについて ・ 答申書（案）について
	1月 24日	環境審議会答申
	2月 5日	第4回環境基本計画策定会議 ・ 環境基本計画（案）について
	2月 7日	第3回環境管理委員会 ・ 環境基本計画（案）について



13. 環境基準

大気質

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

資料：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)



水質

水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふつ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)



水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	—

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

**地下水の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）**

項目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふつ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)



騒音

騒音に係る環境基準

地域の類型及び地域の区分		基準値	
		昼 間	夜 間
道路に面する地域以外の地域 (一般地域)	AA 地域（療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）	50 dB 以下	40 dB 以下
	A 地域（専ら住居の用に供される地域）	55 dB 以下	45 dB 以下
	B 地域（主として住居の用に供される地域）		
	C 地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60 dB 以下	50 dB 以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 dB 以下	65 dB 以下
「幹線交通を担う道路に近接する空間」について、個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。			

注) 時間区分: 昼間 6時～22時 夜間 22時～6時まで

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

愛知県における地域類型の指定状況

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

資料：「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成11年 愛知県告示第261号)



土壤

土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。

資料：「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)



ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)



14. 用語集

【あ行】

ISO14001

→「環境マネジメントシステム」参照。

池干し

池の水を抜き、池底を干すこと。昔から行われてきた伝統行事で、堆積したヘドロの除去、土手の補修などの維持管理を行う。

エコクッキング

食材を無駄なく使う料理法。キャベツの芯、ダイコンの葉など捨ててしまいがちなものを役立てて料理すること。

エコドライブ

車の排出ガスを少なくするため、無用なアイドリングをしない、急発進・急加速をしない、無駄な荷物を積まないことなどに気を付けて運転すること。

エコマーク

再生品等、環境を汚さない、環境を改善できる商品につけられるマーク。

NPO

“Nonprofit Organization” または “Not-for-profit Organization” の略。日本では主に「民間非営利組織(団体)」と訳されている。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10~50 km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフル

オロカーボン、六ふつ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

買い物袋持参運動

普段の買い物に自分の買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を辞退するという運動のこと。

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）と一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設。

家庭版環境 ISO

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の P D C A サイクルの考え方を取り入れたシステムで、各家庭で環境にやさしい生活を進めてもらうためのもの。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

環境会計

企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組み。



環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

環境への負荷

人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

環境報告書

名称の如何を問わず、企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の低減に向けた取り組み等について取りまとめ、一般に公開するもの。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のこと。

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 がある。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。

京都議定書

1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書。締約国における2008～2012年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引などの基本的考え方が決められている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

景観形成作物

景観向上のために農地で栽培するコスモスなどの作物。

こどもエコクラブ

小・中学生の子どもたちが数人～20人程度の団体を作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み活動を展開していくための組織。

コミュニティ

一定の地区に居住し、共属感情を持つ人々の集団や地域社会、共同体。

コンポスト容器

家庭から排出される生ごみ、落ち葉などを、土中の微生物の働きにより、堆肥にするためのプラスチック製の容器。

【さ行】

里山

集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成している。近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつある。

酸性雨

工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物の大気汚染物質が雨水に取りこまれて酸性を示す雨のことで、一般にはpH（水素イオン濃度）が5.6以下をいう。

資源循環型産業

廃棄物発生の抑制と適正な資源循環を行うことにより、天然資源の消費を抑制し、環境に与える負荷をできるだけ低減する産業。



自然エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽エネルギー、風力など無尽蔵のエネルギーをさす。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

市民団体

環境保全活動を主目的に行う環境NGOや自然保护団体等だけでなく、自治会、町内会、子ども会、シニアクラブやボランティア団体等の非営利で公益的な活動を行う団体をいう。

事務事業評価

行政評価の手法の一つ。総合計画を構成する「政策」「施策」「基本事業」「事務事業」のうち最も基礎的な単位である「事務事業」について、妥当性、達成度、成果などを判定すること。

循環型社会

①ごみを出さない、②出たごみはできるだけ資源として再利用する、③再利用できないごみは適正に処分する、という環境への負荷が低減される社会をいう。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむことをいう。

生態系

自然界のある地域に生育・生息する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壤などを一体として捉えたもの。

【た行】

ダイオキシン類

ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生産

物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフラン、コプラナーP C Bを含めてダイオキシン類と定義している。

代替エネルギー

資源枯渇問題や地球温暖化対策の見地から、石油エネルギーよりもクリーンな天然ガス、太陽光、風力などを利用したエネルギー。

地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果があるが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいう。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいう。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス認定車がある。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙（かんげき）が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全や都市型洪水の防止効果がある。

都市・生活型公害

通常の事業活動や日常の生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。

【な行】

ノーカーテー

都心の交通渋滞や大気汚染を緩和するために、自動



車の使用を自粛するよう呼びかける日。

熱帯夜日数

日最低気温が25℃以上の日数。

【は行】

バリアフリー化

高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでのバリア（障壁、障害、不便）を取り除くこと。

BOD

Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量。水質汚濁の指標のひとつである。水の汚れ（有機物）が、微生物のはたらきで分解されるときに消費される酸素の量。BODが高いと水中の酸素濃度が低くなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。コイやフナの成育には5mg/L以下が適している。

冬日日数

日最低気温が0℃未満の日数。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫などの冷媒やスプレーの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれている。

フロン回収破壊法

正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。

【ま行】

水循環

自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

【や行】

山辺の散歩道

市北部の自然を活かした散歩道で、ウォーキングコースの一部にもなっている。森林公园から小幡緑地までの市北部丘陵地の公園や緑地、自然豊かなため池、緑あふれる寺社林などをつなぐ計画。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【ら行】

リサイクル

廃棄物など捨てればごみとして処理されてしまうものを資源として見直し、再利用すること。

リサイクルマーケット

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不用な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

リデュース

資源をできる限り大切に使い、無駄な消費を控え、廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース

使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再利用を図ること。